### ねんきんコーナー

# 🈰 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が 出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

#### ◆免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間 |といいます。)の国民年金保 険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の 国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

- ◆対象者 「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に出産された方、出産する予定の方
- ◆**届出時期** 出産予定日の6カ月前から提出可能です。
- **◆届出先** 本庁 住民課 住基戸籍係/佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係
- ◆手続きに必要なもの
  - 1申出書 日本年金機構のホームページでダウンロードできます。年金事務所、役場窓口にも備えています。
  - 2 母子健康手帳など(出産前に届出をする場合)/母子手帳(出産後に届出をする場合) 出産日は役場で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明など出 産日および親子関係を明らかにする書類
  - 3個人番号(マイナンバー)により届出を行う場合

届出本人が窓口で届出書を提出する場合は、個人番号カード(マイナンバーカード)をご提示ください。お 持ちでない場合は、下記の①および②を提示してください。なお、郵送で直接年金事務所に届出を提出す る場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

- (1)マイナンバーが確認できる書類(通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し)
- ②身元(実存)確認書(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

### 〈よくある質問〉

- Q1. 出産後の届出はできますか。
  - A1. できます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4カ月間となります。 なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3カ月前から翌々月までの6カ月間となります。
- Q2. 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか。
  - A2. 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の 適用となります。
- Q3. 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか。
  - A3. 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。
- Q4. 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか。
  - A4. 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は全額還付(返金)されます。
- Q5. 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときにどのような期間として扱われますか。
  - A5. 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映 されます。

## **¥ 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です**

ご自身の年金記録や見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほ か、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定したうえで、年金見込額の試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット) https://www.nenkin.go.jp/n\_net/

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係

**☎**43−2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

**☎**34−1616





